

## 多賀城市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年9月7日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

- 1 監査結果の報告日  
平成29年6月1日（木）
- 2 措置状況の報告があった日  
平成29年6月30日（金）
- 3 監査結果の報告内容及びそれに対する措置  
別紙のとおり

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年5月11日
- 3 監査対象部署 市長公室
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■職員の時間外勤務手当について 週休日の振替に伴う100分の25の時間外勤務手当が支給されていないもの</p>	<p>時間外命令簿を訂正の上、平成29年5月16日付けで勤務実績報告書の訂正依頼を総務部長宛て送付した。また、訂正した時間外命令簿及び勤務実績報告書の訂正依頼文の写しを監査委員事務局に提出した。 支給されていなかった時間外勤務手当については、該当職員に対し6月分給与とあわせて支給済み。</p>
2	指摘事項	<p>■随意契約について 東日本大震災多賀城市追悼式祭壇設置業務委託契約については、受託可能な業者が他に無いこと及び過去に実績があることを理由として、一者特命の随意契約を締結している。しかし、受託可能な業者が他に無いことの根拠が明確に示されていない。また、実績をもって直ちに随意契約が可能となるものではない。したがって、当該契約については競争入札に付すべきであったと考えられる。</p>	<p>今後当該契約と同様の案件が発生した場合には、競争入札等契約方法を検討する。</p>